税理士連絡協議会

令和４年 11 月 11 日（金）
午前 10 時～
あさひホール（ラピオ内）

1　支部長あいさつ

2　税務署長あいさつ

3　議題

（1）令和４年分　所得税及び復興特別所得税の予定納税第２期分について【管運】

（2）インボイスの登録通知書（電子通知）の確認について【法人】

（3）インボイス制度のリーフレット等の配付について【法人】

別添資料参照

事業者の皆様へ

消費税のインボイス制度等説明会のご案内

要事前予約
参加無料

令和５年 10 月１日から、インボイス制度が実施されます。
事業者の皆様には、インボイス制度について理解を深めていただき、インボイス制度の実施に向けて必要な準備を進めていただくため、インボイス制度説明会を開催しますので、是非ご参加ください。

インボイス制度説明会

インボイス制度の概要、売手・買手側の注意点、登録申請の方法等について説明します。

日　時	開催場所	定　員	問合せ先
令和４年 12 月 ５日（月） 15：00～16：00	小牧税務署　４階会議室 小牧市中央１丁目 424	各回 ２５名	小牧税務署TEL0568-72-2111（代表） 法人課税第１部門（内線 214） 個人課税第１部門（内線 313）
令和４年 12 月 13 日（火） 11：00～12：00			
令和５年　１月 13 日（金） 11：00～12：00			

インボイス制度説明会（消費税の仕組みから知りたい方向け）

インボイス制度説明会の内容に加えて、**消費税の基本的な仕組み**等について説明します。

日　時	開催場所	定　員	問合せ先
令和４年 12 月 ５日（月） 13：30～14：30	小牧税務署　４階会議室 小牧市中央１丁目 424	各回 ２５名	小牧税務署TEL0568-72-2111（代表） 法人課税第１部門（内線 214） 個人課税第１部門（内線 313）
令和４年 12 月 13 日（火） ９：30～10：30			
令和５年　１月 13 日（金） ９：30～10：30			

登録申請相談会（個人事業者の方向け）

インボイス制度の概要を説明するとともに、登録申請書等の提出を希望する方にその手続をサポートします。

日　時	開催場所	定　員	問合せ先
令和４年 12 月 ５日（月） ９：30～11：30	小牧税務署　４階会議室 小牧市中央１丁目 424	各回 ２５名	小牧税務署TEL0568-72-2111（代表） 法人課税第１部門（内線 214） 個人課税第１部門（内線 313）

●インボイス制度等説明会にご参加いただく方へ

○会場収容人数の都合上、**事前予約制**としますので、事前に問合せ先まで申込みをお願いします。
○新型コロナウイルス感染症等拡大状況によっては、中止又は延期する場合がございます。
○感染症拡大防止の観点から、マスクの着用、手指消毒などのご協力をお願いいたします。
○代表電話にお問い合わせいただく際は、自動音声案内にしたがって、「２」を選択してください。
○駐車場の施設が限られていますので、車でのご来場はご遠慮ください。
○**登録申請相談会**にご参加の方は、**①スマートフォン、②マイナンバーカード及び暗証番号、③利用者識別番号及び暗証番号がわかるもの**をご持参いただければ、その場で e-Tax による登録申請ができます。

●説明会開催日程等

説明会開催日程等の最新情報はこちらをご覧ください。

●インボイス制度特設サイト

インボイス制度について、詳しい情報等はこちらをご覧ください。

小牧税務署

消費税

令和５年10月 インボイス制度が始まります！

事業者の方へ

制度開始時に

インボイス発行事業者となるためには、原則、令和５年３月31日までに登録申請が必要です！

- インボイスを発行するためには、インボイス発行事業者の登録申請が必要です。登録は課税事業者が受けることができます。
- 免税事業者の方も、ご自身の事業実態に合わせて、インボイス発行事業者の登録を受けるかをご検討ください。
- 登録を受けるかどうかは事業者の方の任意です。登録にあたっては、取引先との調整やシステムの整備が必要となることもあるため、お早目のご準備をおすすめします。
- 登録を受けると「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」で登録番号や氏名又は名称等の情報が公表されます。



登録申請手続は、e-Tax をご利用ください！

- ☑ e-Taxで登録申請手続を行っていただくと、書面で申請された場合に比べて早期に登録通知を受けることができます！
- ☑ e-Taxで申請した場合、電子データで登録通知を受け取れます！電子データで受け取れば紛失のリスクがありません！



個人事業者の方はスマートフォンからでもe-Taxで申請できます。
e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

国税庁（法人番号 7000012050002）　（令和４年８月）

「インボイス」とは

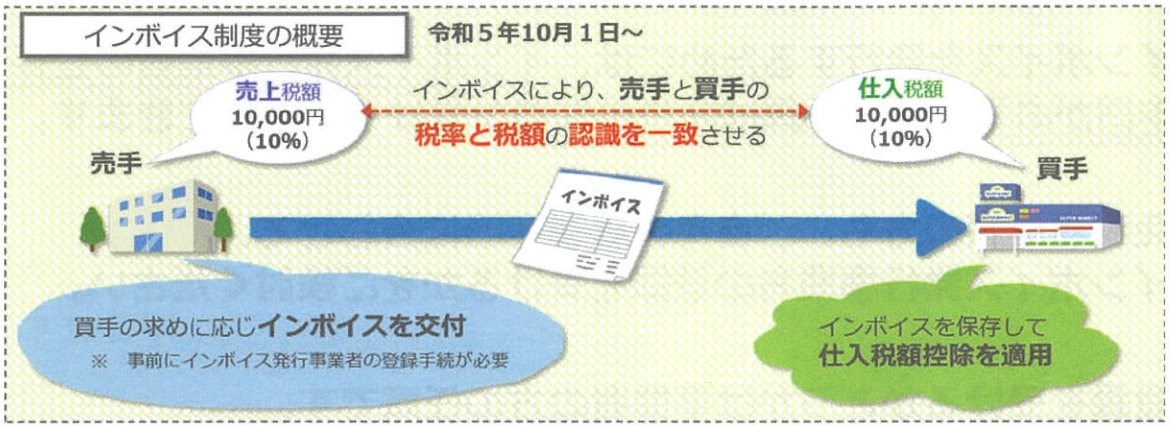
売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。

具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「税率ごとに区分した消費税額等」の記載が追加されたものをいいます。

「インボイス制度」とは

売手であるインボイス発行事業者は、買手である取引相手（課税事業者）から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません（また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります）。

買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手（売手）であるインボイス発行事業者から交付を受けたインボイスの保存等が必要となります。



インボイス制度特設サイト

免税事業者の方向けのコンテンツも掲載中!

制度の概要の他に説明会の開催情報や申請手続などを掲載しております。

「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」へのリンクもご案内しております。

インボイス制度特設サイト

制度についての一般的なご質問は

チャットボットにご質問を入力いただくと、AIを活用して**24時間自動で**お答えします。

上記の**「インボイス制度特設サイト」**からも、ご利用いただけます。

チャットボットはこちらから

インボイス制度の疑問にお答えします！



税務職員ふたば

軽減・インボイスコールセンターでは、一般的なご質問にお答えします

フリーダイヤル **0120 - 205 - 553（無料）**

9:00～17:00 (土日祝除く)

※ 個別相談は、所轄の税務署への事前予約をお願いします。

国税庁（法人番号 7000012050002）

（令和４年８月）